

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第一號 第四十二卷

昭和十一年一月一日發行

新年特別號

恩給年金賞與の課税	法學博士 神戸正雄
經濟社會學の概念	文學博士 米田庄太郎
費用としての勢力	文學博士 高田保馬
幕末諸藩の開國思想	經濟學博士 本庄榮治郎
經濟學史の基本問題	經濟學博士 石川興二
産鹵處理問題	經濟學博士 八木芳之助
表式調査に就いて	經濟學博士 蜷川虎三
戰前戰後の獨逸社會事業	經濟學士 中川與之助
原料仕入に於ける基本問題	經濟學士 大塚一期
利潤論の修正	經濟學士 柴田敬
支那の幣制改革と其の意義	經濟學士 松岡孝兒
日本資本主義成立過程の一考察	經濟學士 堀江保藏
中立貨幣に於ける貨幣數量	經濟學士 中谷實
再保險の發展と保險企業結合	經濟學士 佐波宣平
都市と農村との對立に關するアダム・スミスの見解	經濟學士 白杉庄一郎
商業機能學說の發展	經濟學士 堀新一
臺灣の酒專賣	經濟學博士 汐見三郎
國民主義者の私企業觀	經濟學博士 作田莊一
植民地再分配論の種々相に就て	法學博士 山本美越乃
貿易商品の集中性と分散性	經濟學博士 谷口吉彦
我が國の銀行預金	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁轉載)

支那の幣制改革と其の意義

松岡孝兒

一 序 言

支那は一九〇〇年代に入るに及んで特に其の條約貿易及び償金問題を通じて盛んに幣制改革を論議するに至つたが、其の目的は遂に實現されず、世界大戰間の銀價の暴騰はまた之に絶好の機會を與へたるが如くに見えたがこれまた遂に時機を失つてしまつた。かくて一九二九年ケメラアが其の「中國漸進的金本位通貨實施法案」¹⁾を發表せる後は世界恐慌特にその本位貨恐慌中にあつて此の問題は暫く等閑視されるに至つた。然るに一九三四年以來の北米合衆國の銀買上政策の強行は、極めて現實的に支那の銀をば流出せしめ、豫ねて之を樂觀視せるシルヴァ・メンの見解と相反せる結果を生ぜしめて支那經濟の不況に一層拍車かけるに至り、遂に今回の幣制改革を生ぜしめた。それは實に支那經濟の危機に向つて投ぜられたライフ・ブイの感があり。また支那が十九世紀末特に一九〇二年以來其の幣制改革に没頭せる永き苦悶の結論であつた。

唯ここに省みて一言なき能はざることとはかくの如き重大問題が支那經濟自體の努力の結果に依

1) Kemmerer, E. W.: Project of law for the gradual introduction of a Gold-Standard Currency System in China, together with a Report in support thereof of 1929.

つて行はれたものでなく、世界不況の深化特に極東政治經濟の紛糾を契機として生れ出たものであるといふことであり、このことはこの問題の將來に關して多くの疑問を残すと共に、資本主義制經濟の發展性に關しても亦沈潜すべき幾多の問題を提供するものである。

金爲替本位制の運用と資本主義制社會の發展とについては既に世界的に經驗され論議されたところである。併しこれまで東洋では此の問題の多くは植民地幣制問題として取扱はれてゐた。蘭領印度、英領印度、フィリッピン、海峽植民地、佛領印度支那のその如き皆然らざるはない。獨立國として之に關係せるものは、僅かに日本及びシヤムあるのみである。支那は此の間即ち十九世紀特に一九〇二年以來今日まで常にこの問題を繞つて苦惱したのであるが、その辿れる途は實に日本及びシヤムのそれに比して遙かに荆棘の多いものであつた。列國の後援は一時は好望されたが、國內の不統一は之を後續せしめず、幣制改革は僅かに金本位移行を見透せる一九一〇年（宣統二年）清朝の銀圓本位制、一九一四年（民國三年）革命政府の銀圓本位制一九三五年の修正銀元本位制決定の如き程度に止り、積極的に發展を示すことはなかつた。

尤も此の間に於ける幣制改革案に至つては其の數決して少しとしない。日本も亦之に對して幾個かの提案を試みた。併し支那が實際問題として解決したものに至つては一步も銀本位制を出てゐない。例へば一九一八年の曹汝霖の金爲替本位制案の如き大いに其の時を得たものであつたが人の和に於いて失敗してしまつた。又一九二九年のケメラア案の如きも彼の金本位制に關する權

- 2) Icard, G.: In nouveau système monétaire, le Gold Exchange Standard, 1912, pp. 22-114.
- 3) 南滿洲鐵道株式會社上海事務所研究室：中國漸進的金本位通貨實施法案 pp. 190-192.

威を以つてして尙ほその即時實行は不可能として取扱はれたに過ぎなかつた⁴⁾。然るに今や北米合衆國の銀買上政策の影響が其の豫想に反し、農業恐慌下にある支那に經濟的重壓を加へるに及んで、支那はここに期せずして金爲替本位制を採用せざるを得ざることとなつた。此の意味に於いて今次支那の金爲替本位制採用事情は從來の極東植民地のそれとは明かに異なるは勿論、獨立國たる日本及びシヤムのそれとも異り、世界不況の深化と之に伴ふ北米合衆國の銀買上政策とがここに多年の懸案を一掃し一舉に之を解決せしめるに至つたものである。

だから支那の幣制改革は之を極東問題として取扱ふ限り從來行はれた植民地のそれとは異なる。また獨立國たりし日本が償金によつて、またシヤムが外國資本の干涉に對立して獲得せるそれとも異なる。支那は實に獨立國として夙に金本位制を見透しながら其の經濟政策は内外とも徒に狐疑と逡巡とを重ね、其間受けた世界不況と外國經濟との壓迫に堪へずして遂に自ら金爲替本位制を採るに至つたものである。

要するに支那今次の幣制改革は決して支那が自國資本主義制經濟の正常的發展を利用して採用せるものではなく、支那經濟の徹底的沈滞が支那をして之が對策として不可避的に採らざるを得ざらしめた一過程であり、立場を變へて謂へば歐米資本主義制諸國の經濟的發展の對象となれる支那が遂に辿らざるを得なかつた最後の殘された手段でもあつたのである。

私は以下項を分ち支那に於ける幣制改革の過程を述べると共に今次の支那幣制改革の有つ意義

4) 宮下忠雄譯：カン支那通貨論、p. 692.

をも明かにせんとするものである。

二 支那幣制改革の過程

既に述べたるがごとく、支那幣制の改革問題が盛んに取上げられたのは一九〇二年以後のことである。併し事實としては此の問題は已に一八八八年（光緒十四年）康發達が勅令を奉じて中央金銀寶錢條例を起草し、駐獨公使許景澄の校閲を経て金銀複本位制を提案せるに始まり、其後一八九五年（光緒二十一年）には胡橘棻の金本位制案、一八九六年（光緒二十二年）には盛宣懷の金本位制案、更に一八九七年（光緒二十三年）には楊宜治の金ポンド本位制案が提出されてゐる。⁵⁾ 此等諸案は勿論實現されなかつた。盛宣懷案の如きは一八九七年（光緒二十三年、明治三十年）二月裁可をさへ得たが、當時日清戦役前後に亘る清朝財政の困憊は到底之を實行し得なかつた。併し支那幣制改革は如何になさるべきであるかといふことの示唆は實に此の時に於いて既に業に其の萌芽を示してゐたと考へることができ、一九〇二年後に於ける多くの經驗は此の再吟味に外ならないとも考へられる。

一九〇〇年の北清事變は支那をして四五〇・百萬兩の償金を負擔せしめたが、それは日清戦役による賠償金二三〇・百萬兩と併せて殆ど七〇〇・百萬兩に垂んとし、しかも當時漸く銀價動搖の甚しくなつたこと及び支那が日英米間にその貨幣本位の決定を條約上認めたこととは相合して支那の幣制改革を大いに刺戟した。爾來三十有餘年、其の間に互つて支那側及び外國側より多くの提案

5) カン支那通貨論 pp. 649-50.

が試られ決議が齎された。其の見透しは究極金本位を目的とするものであつたが、支那に於ける金鑛缺乏と貿易入超なる事實は、中には直ちに金本位制を主張せるものもなかつたのではないが多はその實現の過程として或は銀本位制或は金爲替本位制を主張した。そしてその發端をなせるものは實に一九〇三年に於ける北米合衆國ジュンクスの金爲替本位制案等であり、其後の大體の論議と提案とは實に之を起點として行はれた。支那は此の後少くも二度に亙つて外國側から此種金爲替本位制案を提出されてゐる。即ちオランダのヴィッセルンク案及び北米合衆國のケメラ案是れである。尤も支那は此等の何れをも採用しなかつたのではあるが、しかし一九三五年十一月に採用せるものは實にこの金爲替本位制案に基けるものである。^{*)}今一九〇二年後最近に至るまでに提出された諸案を先づ銀本位制、金爲替本位制、金本位制の三種に分ち、更に之を支那側及び外國側に分つて列擧分類すると大凡次の如くなる。

I 銀本位制案

1 支那側案

(a) 一九〇四年張之洞案⁶⁾——既に述べたるが如く二十世紀に於ける支那幣制改革に點火せるものは一九〇三年のジュンクス案であるが張之洞案は之に反對せる主張をなせるものであつて、後述ロバート・ハート案に近い。即ち將來は金爲替本位制によることも先づ現狀的には銀兩本位制の下に貨幣統一を行はんとするものである。一時は湖北に於いて全國に魁けて模範を示さんとしたが彼の死は自ら其案をも消滅せしめるに至つた。

(b) 一九〇八年唐紹儀案⁷⁾——張之洞案について唐紹儀の建築せし本位制案である。但し採用はされなかつた。

6) 臺灣銀行總務部計算課(江崎眞澄調査): 清國幣制調査書 p. II.

7) X X: 支那幣制改革資料 p. 5.

*) Herbertte, F.: La réforme monétaire chinoise (L'Information, 8. nov. 1935)

(c) 一九〇八年銀兩本位制案⁸⁾——本案は元來張之洞、袁世凱、那桐等の主張せるものであつて、庫平一兩及び五錢銀貨を本位貨として通用せしめんとするものである。この案は上諭により各省總督巡撫に諮問せる結果採用されたものであるが、つまり圓銀、兩銀の對立に於いて兩銀が採用されたものである。

尙ほ此の案には純銀を用ふる案と雜分を加へる案とを生ぜしめたが、政府は後説を採用し純分を千分の九八〇と決定した。此の銀兩本位制案は中外より其の實現が希望され載澤公は朗潤園會議に於いて新貨幣の鑄造を決議し、更に新幣制實施法を起草して政務處大臣會議に附したが、光緒帝の崩御と政變の繼起とは已に制定公布せる新貨幣制度をして遂にその實現の機會を失はしめることゝなつた。

(d) 一九一〇年銀圓本位制案⁹⁾——銀圓本位制は元來載澤公を中心とする意見であり、一圓銀貨を以つて庫平七錢二分たらしめんとする銀貨本位制である。銀圓本位制案は前述せる如く最初は銀兩本位制説に壓迫されてゐたが載澤公は銀兩本位制に於ける鑄造難、行使難、統一難を擧げて之に屈せず。まづ袁世凱を退け張之洞の死後は幣制調査局を設置し、經濟上の實狀及び幣制上の慣習等を各國貨幣史に就いて調査し、かくて已に發布せる銀兩本位制による新式法定貨幣法を根本的に改正し銀圓本位制を採用してしまつた。之によれば本位貨は一圓銀貨重量庫平七錢二厘、品位千分の九〇〇、従つて純銀重量は六錢四分八厘である。此の案は四國借款を成立せしめたが、盛宣懷の專横は輿論の反對を受け革命起り遂に實現せられず。

(e) 一九一三年の支那幣制改革委員會議案¹⁰⁾——本案は民國二年革命政府により決定されたが、新定國幣條例理由書によれば世界各國の經驗は複本位を認めず、最も望まじき金本位は支那の實情之を認め得ない。又金爲替本位制も金の缺乏せる植民地が母國の後援により爲替を維持し得る場合には採用され得るも、支那に於いては頗る困難である。従つて支那に残されたる本位制は銀本位制あるのみであるとしてゐる。

(f) 一九一四年國幣條例案¹¹⁾——かくて幣制改革委員會議は更に國幣條例を規定したが、それによれば本位貨一元は七錢二分、品位千分の九〇〇、即ち純銀六錢四分八厘に當る。改革の順序は先づ一地區から漸次全國に及ばんとするものでありその理由三つある。がその第一は支那領土の龐大性は自ら各地金融上の慣習を異にするから、先づ貿易港より始める必要あるとするものであり、其の第二は新貨幣及び新銀行券は一時に全國の需要を充し得ないからであるとするものであり、其の第三は地區によつて適宜修正して適用しなければならぬ事情が考へられたからである。しかしその改正は不可能であつた。

8) 以下
9) 以下
10) 以下
11) 以下

臺灣銀行：上掲書
臺灣銀行：上掲書
臺灣銀行：上掲書
臺灣銀行：上掲書

臺灣銀行：上掲書
臺灣銀行：上掲書
臺灣銀行：上掲書
臺灣銀行：上掲書

臺灣銀行：上掲書
臺灣銀行：上掲書
臺灣銀行：上掲書
臺灣銀行：上掲書

(g) 一九一三年の一支那人案¹²⁾——論者はイギリス留學中は熱心なる金爲替本位制論者であつたが、歸國後重要開港場に至り調査せる結果は、金銀比價一定の困難及び銀價の法定價格維持困難なる點より遂に支那に於ける金爲替本位制の實行不可能なることを認めざるを得ざるに至れることを述べて此の意味に於いて問題はむしろ暫定銀本位制の採用による貨幣統一を急務とし、其間に金本位の採用を準備し、之に對する各種計畫の完成に努力するを要すと結んでゐる。

(h) 一九二八年の經濟會議案¹³⁾——一九二八年國民政府は重なる産業及銀行資本家を上海に召集し、支那が直面する金融及び經濟問題を討議したが、此時の通貨決議が即ち本案である。同案によれば、貨幣本位は最後には金本位によるものであるが、暫行的には現行銀弗による統一を認めてゐる。従つて銀兩は廢止される。一銀弗は〇・六五八九庫平兩である。

(i) 一九三三年の修正銀元本位制案^{*)}——南京政府により通貨兩は廢止され新劃一標準銀元が規定され發行された。

2 外國 側案

(a) 一九〇三年ハアト案¹⁴⁾——本案は一九〇三年イギリスのロバート・ハアトによつて提出されたものである。彼によれば、支那の現状は國內に銀、銅貨を流通せしめ、金銀の比價を保たしめて爲替の變動を防ぐを最善の良策と考へ、之がためには貨幣鑄造權を政府に收め、新銀貨の名稱及び量目は慣用により兩錢分厘を用ひ、新銀貨は庫平一兩(品位千分の九〇〇)、五錢、二錢半、一錢の四種とし、新貨幣と外國金貨との比價を定め、外國人の引換請求に應ずること、其の引換によつて得たる金貨は外債の支拂又は他日の金貨鑄造に充てること等が規定されてゐる。是れ實に金爲替本位制の見透しに於いて銀本位制を主張せるものである。¹⁵⁾

(b) 一九〇三年のジャマイセン案¹⁶⁾——一九〇三年イギリスのジャマイセンはジェンクスの金爲替本位制案を批判せんとして此の案を主張した。彼の批評によれば、ジェンクス案は國內貿易を等閑に附し、主として外國貿易に重點を置いたことを以つて不當とし、支那の實際より見ても尙早であるから幣制改革の直接目的は銀貨本位制にあると斷じ、その完成後金爲替本位制に移るを妥當とすると述べてゐる。

12) XXX: Far Eastern Review, 1913.

13) 滿鐵上海事務所研究室: 上掲書 pp. 192-93.

*) カン支那通貨論 p. 299以下

14) カン支那通貨論 p. 661. 以下

15) 此點に於いて或は Robert Hart の案は金爲替本位制であるとも謂はれてゐる。

16) 臺灣銀行: 上掲書 pp. 7-8

(c) 一九一五年のワアゲル案¹⁷⁾——ワアゲルの銀本位制案は彼の著書「支那の貨幣及銀行」に發表されてゐるが彼は幣制改革の最大難事は金銀比價の變動に非ずして寧ろ國內通貨の不統一にあるとし、しかも經濟變革は急激を避くべく従つて舊習の尊重と共に現状への順應を必要とするから、幣制改革の第一段は銀本位制を採用し、上海兩を以つて之が單位とし同時に補助貨たる銅貨の統一にも重きを置かなければならないと説いてゐる。

尙ほ彼の見解は、ドイツセリンクが幣制改革上一大私立銀行案を主張せるに對して、全國を數個の管區に分つ管區銀行案を主張した。同銀行は半官半民であり銀行券の發行權を認め、國庫の出納事務を掌らしめると同時に内國銀行を支配せしめんとするものであつて、彼が長く支那にあつて其の實際に通曉せるだけ其の價値が認められてゐる。

(d) 一九一八年のパッセリ案¹⁸⁾——彼の案によれば幣制改革の第一歩は政府及び中國銀行の實力を増進すると共に北洋銀元を本位貨幣とし其の價値の安定は中國銀行をして保證せしめ、其他銀行の銀行券發行を禁止せんとするものである。

II 金爲替本位制案

I 支那側案

(a) 一九〇八年の度支部案²⁰⁾——本案は一九〇七年駐英公使汪大燮の金本位即時採用の上奏文に刺戟されて發表されたものである。之によれば金本位制は支那の如き金の缺乏國には實行不可能であるから、まづ採用さるべきものは金爲替本位制であるとし、之が準備には先づ銀所有高を擔保として金券を發行すべしと説いた。これは北米合衆國のサミュエル・インガムの見解によつたものであると謂ふ。金券は造幣局及び國庫に於いて要求次第發行され、兌換請求ありたるときは銀地金を市價に於ける金價値に於いて與へんとするものであり、この案の完成には六年乃至七年を必要とすると考へられた。

(b) 一九〇八年の盛宣懷案²¹⁾——盛宣懷は一九〇八年國定通貨案を提出し、是に於いて先づ銀を標準として通貨を安定さすと共に金爲替本位制を採用し、在外正貨を利用し爲替安定を圖るべきことを建議した。尙同案は銀ドルを標準とし、更に金貨並に金貨兌換券を發行し中國銀行を以つて中央發券銀行として幣制改革の實行に當るべきものとしてゐる。但し其の經營は半官半民とされてゐる。

17) Wagem, R. S.: Chinese currency and banking, 1915; 大藏省臨時調査局金融部：支那幣制改革論(ワアゲル氏著支那の貨幣及銀行拔萃)
18) Visserg, On chinese currency pp. 31-35.
19) Passeri, G.: How to standardize the chinese dollar (Far Eastern Review may, 1918, pp. 169-162.)
20) カン支那通貨論 pp. 779-680.

(c) 一九二一年の幣制委員會案²²⁾——支那は革命後幣制委員會をして改革問題を審議させたが、その結論は金爲替本位制の採用にあつた。同案は之によつて爲替を安定せしめ、對外支拂を健全にし對外貿易を安全ならしめ、外資流入を刺戟し一定時期に於いて金本位制に移行するに便ならしめんとせるものであり、しかも他方金を標準として民度に適する銀を授受せしめ得、銀兩暴落の虞を少くし、又金死藏による金利喪失をも避けることができるとしてゐる。之がため先づ金單位に對して銀代位貨を發行し、金準備としては爲替資金並に外債其他國際勘定決済手段を之に充て、金銀の比價決定に於いては偽造防止の目的を以つて銀價の額面價格をその實價に近からしめんとしてゐる。

2 外國 側案

(a) 一九〇三年のジエンクス案²³⁾——已に述べたるが如く一九〇三年支那政府は北米合衆國に向つて幣制改革上の意見を求めたが、その結果同國は謂はゆる國際爲替委員會を構成して之を審議せしめ、金爲替本位制を以つて適當であるとし、ジエンクスをして之を推奨せしめた。支那に於いては之を繞つて盛んに論議が行はれ以つて今日に至つた。此の意味に於いてジエンクスは支那幣制改革三十年を通じてその主流となつた金爲替本位制案の提出者である。其の要領はまづ國內流通の目的を以つて銀貨を鑄造發行し、同時に右銀貨に對する一對三十二の比價に於ける金を價格の單位とし、金貨の自由鑄造を許し、金銀貨をば法定比價を以つて收受せしめ、ロンドン其他重要な商業中心地に爲替資金を置いて金銀の法定比價を維持せしめ五ヶ年以内に貿易港は勿論其他の地方にも及ぶ限り廣く之を實施せしめんとするものである。

此の案が専ら對外貿易關係をとりあげて支那の國內貿易に注意しなかつたこと、特に外國人を招聘して幣制の實施を管理せしめること等を内容としてゐたため論議を生じ、殊に支那側に於いて張之洞等は之を以つて支那の主權無視、財政權の侵害であるとし就中金銀比價を一對三十二に決定せることは支那國民の犠牲に於いて外國を利益せしめるものであるとして反對したため遂にこの案は實現されなかつた。

(b) 一九二一年のヴィツセリンク案²⁴⁾——ヴィツセリンクは一九二一年支那幣制顧問として招聘され、一九二二年支那幣論²⁵⁾を著して幣制改革をば漸進的金爲替本位制によるべきことを主張した。即ち金爲替本位制の完成を三期に分ち、第一期に於いては金單位の採用、中央發券銀行の新設又は大清銀行の發券銀行への改造、帳簿決済のための金單位使用、金準備による新金單位兌換銀行券の發行を目的とした。更に第二期に於いては代位銀貨及び補助貨の品位量日並に純分の一定、代位

21) 滿鐵上海事務所研究室：上掲書 pp. 187-188.

22) X X：支那幣制改革資料 pp. 63-70.

23) カン支那通貨論 p. 671. 以下；滿鐵上海事務所研究室：上掲書 pp. 185-186.

24) Vissering, G.: On chinese currency; カン支那通貨論 p. 681. 以下

銀貨に對する金準備、必要に際しての金貨鑄造又は外國金貨を以つてするその一時的代用、臨時的金券の發行、代位銀貨又は金貨金券を以つてする法貨の決定等を目的とする。最後に第三期に於いては從來の銀錠及び銅貨の回收、從來のドル銀の適宜回收其の貨幣失格を決定する。

かくのごときウィツセリンクの案は革命政府の認めるところとなり、遂に前述一九一二年の支那側幣制委員會案を生むに至つた。

(c) 一九二九年のケメラア案²⁵⁾——本案は一九二九年國民政府より招聘された北米合衆國のケメラアが約一ケ年に亘り支那の財政金融を調査した結果提案せるものである。ケメラアがフィリップス幣制改革の外、尙ほ十數ヶ國の財政金融改革に従事し、謂はゆるマネエ・ドクタアの稱があるが、この案に就いては毀譽様々である。但その幣制改革に與へた影響は頗る注目すべきものがある。最近の幣制改革もこの案の金爲替をばポンドを以つて置換へたものにすぎないとも謂はれてゐる。^{*}

彼の報告は「支那漸進的金本位通貨實施法案並に其の理由報告書」として一九二九年十一月十一日提示された。同報告によると幣制改革は金本位の採用並に通貨の統一にあるとし、此の意味に於いて適當なる形式の金爲替本位制を漸次的に採用し、現在流通してゐる各種貨幣を回收し、統一的金本位制を布かんとするものである。新金本位制の單位は純金〇・六〇八六グラムを有する孫である。そは銀元の價值と略々相近い。金貨の鑄造に關する規定はない。今日の金本位制に於いては必ずしも金貨の流通及び鑄造を必要としないからである。

此の案は金本位制の採用を各省毎に順次に採用せんとするものであり、其の實施を三段階に分ち、先づ第一に金本位通貨流通期なるものを公告し、此の期日以後に於いては新貨幣を適法に流通せしめ、勞賃の支拂、銀行預金の預入其他一切の取引に之を充てるものである。更に第二に金本位通貨流通期日以後一年以内に金本位法貨期日なる第二の期日を公告し、此の時以後法貨は金本位鑄貨のみとする。但し此の期日は第一の期日より一年以内なるを得ない。又少くも六ヶ月以前に之を公布するを要すとされてゐる。更に最後に第三の期日として債務整理期日を公告し、其の期日以後は舊通貨によつて定められた一切の債務契約其他の支拂は舊通貨と金本位貨との公定比率に基いて金貨を以つて行ふ。その公定比率は其の公告期間直前九十日間の市價によつて決定し、尙ほこの期間の發表は金本位法貨期日と同時に又は必ずしも同時たらざることを得と雖もそれ以前たるを得ず、少くも六ヶ月以前に公布するを要すとされてゐる。

25) Kemmerer, E. W.: Projet of law for the gradual introduction of a Gold-Sandarc Currency System in China; 滿鐵上海事務所研究室上掲書
*) Herbet, F.: La réforme monétaire chinoise (L'Information. 8.nov. 1935-)

(d) 一九三五年のサツスウン案²⁶⁾——この案は謂はゆる上海ポンド紙幣案と謂はれ、一九三五年三月上海に於けるイギリス系金融業者サツスウン卿の主張せるものである。此の案は同年四月及び九月に夫々イギリス政府の特派せるハモンド少將特にリイス・ロス卿の渡支と相俟つて極めて強き反響を支那幣制の改革に齎した。其の案によれば支那はイギリスに對する借款をし、之を抵當として上海ポンド紙幣を發行するものであつて、それは上海銀元と並行して通用し、ロンドンに於いてはイギリス・ポンドを支拂ひ、又上海に於いては對英爲替相場に基く上海銀元を支拂つて獲得するものであり、其の用途としては金券の代用又輸入品の支拂に當てられるものである。

サツスウン卿案に對しては支那輿論はその政治的動機を問題として反對した。提案者はそが一に北米合衆國の銀買上政策の變更までの一時的辦法にすぎないといふ辯明をしたが無駄であつた。

(e) 一九三五年の關金流通券案²⁷⁾——サツスウン案の不評により國民政府は關金流通券を發行し、之によつて上海に於ける商工界、金融界に加へられた重壓を除去せんとした。即ち關金券二〇〇・百萬元を發行し、その準備にイギリスの提供するクレジットを使用し變態的金爲替本位制を行はんとせしものである。

此外尙ほ金本位制又は金銀複本位制乃而金銀併行本位制を主張せるものもないではない。支那側に於いて其の主要なるものを擧げると左のごとくである。

III 金本位制案

(a) 一九〇四年の胡惟德案²⁸⁾——本案はジエックス案に對し、當時駐露公使胡惟德が通貨改革案として提出せるものである。彼によれば今日世界のすべての國は支那を除いて金貨國である。かくて金高く銀安きは貿易を害し、之が防衛は金貨の鑄造以外に方法はない。日本の金貨採用に際しては十年に亘つて金を蒐集した。故に支那もその民間に蓄藏された金の集中を必要とすると説き、更にこの金集中の手段として賣官主義に論及しもし之により金を集めたならば金の蓄積は恐らく可能であると説いてゐる。

(b) 一九〇七年の揚士驥案²⁹⁾——此案は直隸總督揚士驥が各國に對する賠償金支拂が金貨拂なるによつて起る損害の大

26) エコノミスト：上海金ポンド紙幣案(昭和十年六月十一日號)；一：上海ポンド案の再燃(昭和十年九月十一日號)
 27) エコノミスト：上海金ポンド紙幣案(昭和十年六月十一日號)
 28) エカン支那通貨論、pp. 670-671.
 29) 臺灣銀行：上掲書、p. 18.

なるを憂ひ、天津造幣廠による金貨の鑄造により其の打撃の恢復を計らんとせるものである。此案は政務處大臣の賛同を得たが張之洞は之を以つて本末を顛倒せるものであるとし、金貨の鑄造よりも金鑛の開發を主張したので遂に中止されるに至つた。

(c) 一九〇七年の汪大燮案³⁰⁾——一九〇七年駐英公使汪大燮は幣制改革の失敗に基く不安の高まるに際し、金本位制の即時採用を提案した。併し彼の案は度支部の批判を受け其の金爲替本位制の強調によつて葬られてしまつた。

(d) 一九〇八年の載澤公案³¹⁾——一九〇八年支那に於いて張之洞等による銀兩本位制が決定されたとき之に反對せる銀圓本位主張者載澤公は政務處に於ける大官が金本位を重要視せるに鑑み、期潤園會議に於いて金本位を主張し、其の準備事項を發表し、漸次實施すべきことを定めると共に十年を以つて金貨本位制を完成し、銀兩本位制の實施を妨げんとした。

(e) 一九一八年の曹汝霖案³²⁾——一九一八年支那の金本位制採用は財政總長曹汝霖により再燃され、その準備として純金〇・七五二三一八グラムを有する金元に基準を置く金券發行が主張された。彼の金本位制採用の根據は支那豫算中借款及び償金にして金本位によるものが豫算の三分の一に相當すること、銀貨の變動は對外貿易上不利であること、諸外國の凡てが事實上金本位を採用してゐること等である。此案は同年八月金券條例として公布されたが之に對しては日本がその通貨統制に借款を與ふべきことが認められ、借款の手取金は日本の政府銀行に預金され、之を準備として金券を發行せんとせるものであつたが、偶と起れる對日ポイコットは支那全國に對し兌換準備を外國に所有するの不當を叫ばしめるに至つた。金券條例によれば金本位採用の準備として幣制局指定銀行に金券を發行せしめ、金券單位を金圓とし、一金圓を純金〇・七五二三一八グラムとすと規定されてゐる。

(f) 一九三四年の彭學沛案³³⁾——一九三四年三月彭學沛が全國經濟會議に提出せる案であつて、貿易及び支拂均衡の調整上金本位採用の準備は絶對に必要であると主張した。

併し一九三四年には世界恐慌深化によつて大多數の國は金本位制を離れてゐたばかりでなく、案自體も亦其の計畫の實行に必要な科學的根據を缺いてゐたため不成功に終つた。

以上の外オオストリヤのシュワルツワルドは一九一三年金銀複本位制を獎め、また一九三一年にはイギリスのミッドランド銀行理事ダリングは³⁴⁾金銀複本位案を説き、謂はゆるレックスを以

30) 論貨通支那、p. 679.
31) 上掲書、pp. 18-19.
32) 論貨通支那、p. 686. 以下
33) 論貨通支那、pp. 707-710.
34) Darling, G. F.: The Rex, 1931.

つて新單位とする新複本位を創造すべしと説いた。尤も之は單に支那のみの問題ではない。

尙ほ此外に支那の幣制改革に就いて最も重要な役割を果したものの一つに日本の幣制改革案がある。日本に於いても亦一八八九年（明治二十二年）前述康發達の金本位制案に對し、阪谷案が金銀複本位制を推獎せるに始まり、一九〇三年（明治三十六年）那桐及びジエンクスの渡日に際しては夫々金本位制案を推獎し、更に一九一一年（明治四十四年）には上海チャイナ・ガゼットに於いて、又一九一二年（明治四十五年）にはフィナンシアル・ニュースに於いて夫々阪谷案は北米合衆國の制度に倣ふ金本位制を勸獎した。又同年には東京交換所が關稅金本位を、一九一八年（大正七年）には東京商業會議所が金本位制を夫々提案してゐる。この當時日本の支那幣制改革への關心は最も盛んであり學界に於いても戸田³⁵⁾、河田³⁶⁾、作田³⁷⁾諸博士に依つて此の問題が論議された。併し今は一々之に觸れる餘裕がない。別稿を期したい。

三 支那幣制改革の意義

上述せるがごとく支那の幣制改革は日清戰役後直ちに一應萌芽形態に於いて吟味されたが、一九〇〇年以後再びこれを取りあげて再吟味した。そは支那が日英米三國と結べる條約に於いて貨幣本位制の決定を承認し、北清事變の賠償金支拂と對外貿易入超とが銀價下落により著しくその經濟を重壓するに至つたからである。従つて其の究極の目的が金本位制にあることは極めて見易

35) 戸田海市：支那の金本位問題（經濟論叢第7卷第23號）參照

36) 河田嗣郎：支那の幣制改革問題（經濟論叢第7卷第5號）參照

37) 作田莊一：支那幣制改革論（東亞經濟研究第一冊、pp. 93-139）；—：支那金本位制の實行に就いて（東亞經濟研究第2卷第4號）參照

きところである。是れ已に一九〇八年（光緒三十四年）銀兩本位制定に關する上奏文に於いても「世界の趨勢を以て論すれば正に金本位を用ふべし」³⁸⁾と述べて居り、又同年發せられた上諭に於いても「各國は金本位を採用し、銀貨の各種貨幣を補助貨となす、その制度密にして流通甚だ便なり」と賞讃せるに於いて見るべきである。唯かくのごときにも拘らず之が實現せられなかつたことは「金を以てすれば經費巨額を要し、若し金爲替本位を以てすれば危険の憂あり」³⁹⁾、しかも支那當時の現状は寧ろ銅本位であり、従つて直ちに金本位に移るよりは寧ろ銀本位を採用するを以つて穩當なりとしたためであつて、此の間の事情は張之洞之を述べて次のごとく謂つてゐる。

「沿岸各商埠の都市に於いては銀を用ふるもの十分の七、八錢を用ふるもの二、三の割合にして、他の長江各市場固より銀錢各併用すと雖も長江南北他の各州縣に至つては銀一錢九なり。又大河南北各省の如きは殆ど錢を用ふるもの百分の九十五、銀を用ふるもの僅かに百分の一に過ぎず、換言すれば中國全國の中銀銅併用すと雖も銅を用ふる地方は銀を用ふる地方に十倍せり。而るに中國の國用は皆銀を以て計算し民用は至る所錢を以て計算するもの多し。即ち知る外人は中國を名づけて用銀の國と云ふと雖も實は尙銅を用ふる國に屬するを」と⁴⁰⁾。

此の主張は遂に宣統二年（一九一〇年）の清國新改定國幣則例となり、銀圓本位制が實現されるに至つたものである。併し上述せる如くその將來に於ける目的が金本位制採用にあつたことは何等疑ふべき餘地なく、盛宣懷がその完成期間を以つて二ケ年とし⁴¹⁾、載澤公が之を以つて十ケ年とせるが如き其の豫想せる期間には相違はあるが、其の歸するところは皆一である。

此等の案は上述せるごとく支那自體の立場よりせるものと外國の立場よりせるものと、大別し

38) 臺灣銀行：上掲書附錄第四參照
 39) 臺灣銀行：上掲書參照
 40) 臺灣銀行：上掲書 P. 4
 41) 臺灣銀行：上掲書 P. 19.
 *) 臺灣銀行：上掲書附錄第八參照

て二つに分つことができる。そして支那自體の立場よりせるものに夫々銀本位制、金爲替本位制、金本位制があげられるが、最も多いのは銀本位制である。これ即ち銀本位制による從來の通貨制度の整理を眼目としてゐるからである。之に對し外國の立場から唱へられた金爲替本位制は兎角償金及び對支債權の確保を眼目としてゐるの傾向がある。その銀本位制の主張も實は自國の爲替及商業取引上の見地にたつたものが多い。また支那が自國幣制の自主性に於いて獨立的改革を希望せることは外國側に多い金爲替本位制案の排斥とならざるを得なかつた。即ち金爲替本位制は遂に支那の立場から「繞算欺人勢迫強取」(張之洞上奏文)と謂はれるに至つた。併し支那經濟が資本主義制經濟の正統的考方たるその自力發展を遂に齎し得なかつたこと、しかも支那が遂に其の究極目的として金本位を希求せることはその最初に於いて「繞算欺人勢迫強取」と稱せる金爲替本位制に自ら其の身を投ぜざるを得なかつた。

此の意味に於いて支那が當初その貨幣本位制に下した判斷はある程度の妥當性を有つてゐたものであるが、併し徒に猜疑と逡巡とを重ね、其の國民經濟の正常的發展を圖り得なかつたことは遂に今次の不況に於いて其の好惡を問ふ暇なく自ら最も仇視してゐた金爲替本位制の中に身を以つて投ぜざるを得なかつたものである。本來金爲替本位制なるものは金鑛なき後進資本主義制國の金本位制採用過程に於いて運用されるものであり、當該國はこの本位制の採用によつて終始其の對外收支を有利に展開し得るが如く其の經濟を運営しなければならぬ。此の政策の成否こそは

從來常に此の制度の運命を決してゐた。

元來支那が其の幣制改革に對して示せる態度は、ジエンクス案を批判して徒に外國を利するものとし、殊に張之洞が之を以つて「苟くも獨立自生の邦國こそは其の財政に就て外國人の容喙干渉を許さざるもの」⁴²⁾として慨嘆するに至るまでは、實に國際的に條約を尊重し努めて友邦と提携して國際貨幣本位制の問題を取扱つたかの觀がある。殊に一九〇三年一月支那政府自ら駐米代理公使に命じ、駐米メキシコ公使と共同して北米合衆國政府に向ひ金銀比價の變動によつて生ずる國際爲替の損失を救濟すべき方案の提示を希望し、更に日本にも亦載澤公及び那桐を派して意見を聴取せるが如き態度は、實にこの貨幣本位制を國際的に解決せんとせる好箇の證明である。

是に於いて北米合衆國初め其他諸國亦此の意を解し、相共にその解決を望んだのであるが、支那に於ける一部論者の反對は遂に支那をして徒らに銀本位制の殻に閉ぢ籠らしめるに至つた。この事情の變化は實に支那幣制改革の過程に於いて遺憾とするところである。

尤も金爲替本位制が金融資本主義制的立場に於いて運用されるとき、それが著しく制覇的獨占的分子を含まざるを得ないことは明かである。併し問題がここまで尖鋭化するに至るまでに支那には幾度か其の幣制改革の好機が恵まれた。然るに支那は徒らに列國を猜疑視し遂に其の機會を失つてしまつたことは其の最初の態度の國際的協調的なるに對し頗る遺憾とせざるを得ない。支那が幣制改革の當初其の見透しに成功せるにも拘らず、それが遂に失敗に終れることは其の必然的に

努力しなければならぬ國民經濟の展開、國際收支の改善を圖らず、制度的存在に過ぎない金爲替本位制を徒に猜疑視したことに基くものである。要するに自ら恃むこと大であり、資本主義制經濟組織の示す原則に適從することを知らなかつたことこそ實に支那幣制の改革を誤らしめた一大缺點であると謂はなければならない。

四 結 言

之を要するに今次の支那幣制の改革は、支那が其の改革を必要と自覺せし當初に於ける金本位制への見透しが一應妥當性を有つてゐたにも拘らず、其の必然的に經過しなければならなかつた金爲替本位制に對し、疑惑と遲疑とを重ねたこと、特に支那國民經濟が其の軍閥鬭争の犠牲となり後進資本主義國の富源開發過程に齟齬を生ぜしめてゐたこと、その間に世界不況に捲きこまれたこと、此等に基く必然的結果であると考へられる。

支那がかく逡巡と疑惑とを重ねてゐる間に日本の金爲替本位制は朝鮮に於ける其の運用に練熟し東京金圓は朝鮮銀行を通じて漸く滿洲に入り、滿洲國の獨立後は之と結合してその將來を刮目せしめつつある。國際金融の立場からいへばこのことは支那自體よりも寧ろイギリス經濟を刺戟したことは勿論である。そしてこのことはイギリスをして何等かの方法による支那に於ける最後の金融障地の設定と構築とに懊惱せしめざるを得なかつた。最近其の對日經濟政策に失敗せる國

民政府はこの事情を見、更に自國經濟破滅の危機を自覺するに及び遂にこれまで其の許すべからずとして操守せる一線を超えて金爲替本位制をイギリスに許した。このことの語る國際金融上の意味は寔に深長である。勿論そのポンド金爲替本位制の内容については今日遽かに之を明かにし得ない。併しイギリス經濟が之に對する最後の援助者であらうといふことは疑ひなきところである。そして現状は正に貨幣單位をばポンドにリンクせしめ、支那をば謂はゆるスタアリング・ブロックに參加せしめつゝある。

或は日本金圓も亦スタアリング・ブロックに屬するといふことから、その限り日支ともその對英關係は同一ではないかと論ずるものがあるかもしれない。勿論黃浦江の水のテムズ河に通ずるがごとく、隅田川の水もテムズ河に通ずる。併し今日日本金圓が極東的に活動しつゝある意義、従つて支那に對する事情は必ずしもイギリス・ポンドが支那に對する作用とは同一ではない。この限り東京金圓はスタアリングに通ずるとは云へ、それが東京金圓として極東に従つて支那に作用するときその作用はイギリス・ポンドの作用とは同一視し得ない。それらは何れも等しく資本主義制經濟に於ける金爲替ではあるが、イギリス・ポンドが純粹に資本主義制型であるに對して最近に於ける東京金圓は極東特に支那に關する限り其の純粹性は少からず歪曲されてゐる。この歪度は今日の日本が極東に於いて何をなし、又なさんとするかといふことを裏書してゐるものである。

かくの如き意味に於いて支那が其の最近の不況對策として純粹資本主義性を有つイギリス・ポンドに趨れることは、支那がその幣制改革の當初より懼れて以つて警めたるところに自ら陥つたものであり、其の危惧と逡巡とは寧ろイギリス・ポンドを避けることにこそ向けらるべきであつたかのごとく思はれる。併し事實は之と反して行はれてゐる。そして今や支那はイギリス・ポンドとの勢力消長の市面たらんとしてゐる。

唯現在この問題に登場すべくして現はれないものがある。それは即ちアメリカ・ドルである。⁴³⁾この問題紛糾の近因は上述せるがごとく北米合衆國の金買上政策の強行にある。支那は當初よりこの金買上政策の齎すべき結果を恐れ北米合衆國の猛省を求めたが併しそれは無駄であつた。このことは春秋の筆法を以つてすれば支那幣制を誤らしめたものは實に北米合衆國であると云はなければならぬ。北米合衆國が近年採りつつある政策は著しく對内政策的に傾いてゐる。此の意味よりして北米合衆國が積極的に支那を後援するといふが如きことは急には考へられないが併しそれはニウヨオク・ドルが支那を忘れてゐることを語るものではない。唯國內の特種事情によつて其の行動が制約されてゐるに過ぎない。

尙又支那金爲替本位制についてはフランス及びオランダも亦之に参加する資格がないわけではない。併し金ブロックを構成する此等二國は今や自國の本位制維持に夫々熱中し他を顧るの邊がない、従つて差し當つては此等二國が積極的役割を演ずる機會は先づないと謂つて差支あるまい。

43) 昭和10年12月2日の日本新聞は支那が2億ドルのクレジットを北米合衆國に申込んでゐることを報じてゐる。